

配信日時	2/16/2026 2:01:04 PM	送信ID	15872
配信者	横浜市		
対象サービス	放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、旧医療型児童発達支援、医療型障害児入所施設		
対象地域	鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区		

件名	<横浜市(児童)からのお知らせ> 令和7年度 指定障害児通所支援事業所集団指導について
本文	<p>横浜市内の指定障害児通所支援事業所 管理者 様</p> <p>日頃より本市の児童福祉施策の推進につきまして、格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。</p> <p>1月19日及び21日に実施した集団指導後の質問について回答を作成しました。下記URLに回答を掲載しておりますので、ご確認ください。</p> <p>集団指導は障害児通所支援サービス等の質の確保及び障害児通所支援給付の適正化を図ることを目的として、児童福祉法第21条の5の22に基づき、横浜市内に所在する全ての事業所が出席必須となります。</p> <p>当日何らかのご事情により参加ができなかった事業所におかれましては、障害福祉情報サービスかながわに掲載されております資料を熟読の上、支援にあたる職員全員に周知徹底し、日々の支援に活かしてください。</p> <p>なお、こちらのメールは集団指導に参加された事業所も含め、一斉に送信しておりますので、ご了承ください。</p> <p>【参考】集団指導に係る質問への回答及び各種資料等掲載先 https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=2&id=163 よろしく申し上げます。</p>